



鳥取県公報

令和4年5月27日（金）
号外第41号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（19）（住まいまちづくり課）・・・3

——公布された条例のあらまし——

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 手数料の額を定める別表中引用する建築基準法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）第11条の規定の施行の日とする。

条 例

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事務</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>32 法第85条第6項の規定に基づく許可</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>32の2 法第85条第7項の規定に基づく許可</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 法第87条の3第6項の規定に基づく許可</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>41 法第87条の3第7項の規定に基づく許可</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事務	金額	略		32 法第85条第6項の規定に基づく許可	略	32の2 法第85条第7項の規定に基づく許可	略	略		40 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略	41 法第87条の3第7項の規定に基づく許可	略	<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事務</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>32 法第85条第5項の規定に基づく許可</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>32の2 法第85条第6項の規定に基づく許可</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 法第87条の3第5項の規定に基づく許可</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>41 法第87条の3第6項の規定に基づく許可</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事務	金額	略		32 法第85条第5項の規定に基づく許可	略	32の2 法第85条第6項の規定に基づく許可	略	略		40 法第87条の3第5項の規定に基づく許可	略	41 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略
事務	金額																												
略																													
32 法第85条第6項の規定に基づく許可	略																												
32の2 法第85条第7項の規定に基づく許可	略																												
略																													
40 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略																												
41 法第87条の3第7項の規定に基づく許可	略																												
事務	金額																												
略																													
32 法第85条第5項の規定に基づく許可	略																												
32の2 法第85条第6項の規定に基づく許可	略																												
略																													
40 法第87条の3第5項の規定に基づく許可	略																												
41 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略																												

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）第11条の規定の施行の日から施行する。